

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するため、次のとおり公告する。

令和4年12月21日

伯耆町長 森安 保

1 業務概要

(1) 事業の名称 伯耆町学校給食調理等業務委託事業

(2) 対象施設 伯耆町立学校給食センター

(3) 委託業務内容

ア 食材検収業務

イ 副食の調理業務（食物アレルギー対応食を含む）

ウ 保存食の採取及び保管業務

エ 配缶及び輸送業務受託者への引渡業務

オ 食器、食缶、調理機器及び輸送コンテナの洗浄消毒保管業務

カ 残菜の計量及び処理業務（敷地内所定の場所までの搬出）

キ 施設、設備の清掃及び点検業務

ク 使用物品管理業務

ケ 衛生管理業務

コ ボイラー運転管理業務

サ その他機器の簡易な点検修繕業務

シ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 給食の配送及び回収業務
- ・ 施設設備等保守業務

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 3年間

(5) 委託料予定額（上限額）

100,617,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 応募資格

(1) 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ア 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- イ これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- ウ 契約時に、上記ア及びイに掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 伯耆町の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限り）を受けた者を除きます。）
- エ 国税及び地方税を滞納している者
- オ 過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けた者
- カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

3 参加申込

このプロポーザルに参加しようとする者は、次により申込みをすること。

(1) 提出期間

令和4年12月21日（水）から令和5年1月10日（火）まで

(受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで)

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）
- イ 参加表明書（兼参加資格審査申請書）に定める添付書類
- ウ 経営状況調査表
- エ 役員等調書兼照会承諾書

※ 様式については、別途配布の募集要項等に記載

(3) 提出先

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 4 2 番地
伯耆町立学校給食センター

(4) 提出方法

持参又は郵便等

4 提案書等の提出

前項の規定による申込みをした者のうち、応募資格を有すると認められた者は、次により提案をすることができる。

(1) 提出期間

令和 5 年 1 月 1 3 日（金）から 1 月 2 3 日（月）まで

(受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで)

(2) 提出書類（正本 1 部、副本 8 部）

- ア 審査に係る提案書類提出書
- イ 提案書
- ウ 見積書

※ 様式については、別途配布の募集要項等に記載

(3) 提出先及び提出方法

前項第 3 号の提出先に、同項第 4 号の方法で提出すること。

5 選定

(1) 選定の方法

伯耆町学校給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

(2) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(3) 選定結果の通知

提案書等の提出者全てに通知を行う。

6 契約の締結

前項の規定により優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い事業者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルについて、この掲示に記載のないものは、別途配布する募集要項等によるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

8 問い合わせ先

〒689-4133 : 鳥取県西伯郡伯耆町吉長4番地
伯耆町立学校給食センター
電話・FAX : 0859-68-2261 (共通)
E-メール : kyuusyoku@houki-town.jp